

スーパーグローバル大学創成支援 Q & A

平成26年4月

文部科学省高等教育局
高等教育企画課国際企画室

独立行政法人日本学術振興会
人材育成事業部大学連携課

目 次

1. 事業の背景・目的

- Q 1-1 「スーパーグローバル大学創成支援」の目的は何か。----- 1

2. 対象機関、対象事業等

- Q 2-1 申請者について、要件は設定されているのか。----- 1

- Q 2-2 国内の複数大学合同での申請は認められないのか。----- 1

- Q 2-3 例えば、一つの法人の下に複数の大学が設置されている場合、まとめて一つの形で申請することは可能か。----- 1

- Q 2-4 対象となる取組について、タイプA、Bともに全学での取組が必要となるのか。 1

- Q 2-5 対象となる取組について、両タイプとも学部や大学院どちらかに限定した取組でもかまわないか。----- 2

- Q 2-6 対象とする構想に、当該補助金による10年間の取組だけでなく、文部科学省が実施する他の補助金事業を含めるとは具体的にどのようなことか。----- 2

- Q 2-7 各タイプ毎に設定されている補助金基準額を下回る事業申請は可能か。その場合、下限はあるか。----- 2

3. 選定に当たっての観点

【全般的事項】

- Q 3-1 タイプAとBの両方に申請する場合、構想調書の内容を同一のもので提出することは可能か。----- 2

- Q 3-2 概念図の描き方についてのアドバイス如何。----- 2

- Q 3-3 各指標の達成目標については、高ければ高いほど良いのか。----- 2

- Q 3-4 数値目標の設定がない項目については、定量的目標に関する記載はしなくてよいか。----- 3

【共通観点2関連】

- Q 3-5 構想調書の概念図(P6)について、観点に示されている約40項目すべてについて記載しなくてはならないのか。----- 3

- Q 3-6 教職員について、「専任」の定義如何。----- 3

- Q 3-7 教員の外国における「教育研究歴」の定義如何。大学院在学、留学、サバティカル期間中の留学等は含まれるか。----- 3

| | | |
|----------|---|---|
| Q 3 - 8 | 外国の大学で学位を取得した専任教員等の割合について、外国で通算 1 年以上又は 3 年以上の教育研究歴のある日本人教員で、かつ外国の大学で学位を取得した日本人教員についてはどのようにカウントすればよいか。----- | 3 |
| Q 3 - 9 | 教職員について、外国人等を増やすべきという考え方は理解できるが、その場合、特に留意すべき点はあるか。----- | 3 |
| Q 3 - 10 | 専任職員数には、付属病院に勤務する職員は含まれるか。----- | 4 |
| Q 3 - 11 | 「留学」の在留資格を有さない短期留学生等」の「等」は何を指しているか。いわゆる留学生に含まれない者、それとも在日外国人は含まれるのか。----- | 4 |
| Q 3 - 12 | 複数の指標において「全学生数」という表現が用いられているが、その定義如何。----- | 4 |
| Q 3 - 13 | 「日本人学生」の定義はあるのか。----- | 5 |
| Q 3 - 14 | 「単位取得を伴う海外留学経験者」の定義とはどのようなものか。----- | 5 |
| Q 3 - 15 | 「単位取得を伴う海外留学経験者」の定義には、独立行政法人日本学生支援機構が実施する「平成 24 年度日本人学生留学状況調査」同様、企業や日本の関係機関（JICA、外務省等）でのインターンシップ、ボランティア等は含んでいないと理解してよいか。----- | 5 |
| Q 3 - 16 | 「留学を経験した学生」というのはどういう意味か。例えば 25 年度の実績値には、25 年度中に留学した学生だけでなく、25 年度中に留学はしていないが過去に留学した経験を持ち在籍する者も含むのか。----- | 5 |
| Q 3 - 17 | 「3 ヶ月以上の研究派遣された大学院生数」について、研究のためのフィールドワーク等のための海外渡航も含まれるのか。----- | 5 |
| Q 3 - 18 | 「大学間協定に基づく交流数」には、独立行政法人日本学生支援機構が実施する「平成 24 年度日本人学生留学状況調査」の調査同様、部局間協定も含むのか。 | 6 |
| Q 3 - 19 | 公募要項中、「大学間協定に基づく交流数」の説明で、「外国の大学との連携・交流協定に基づき交流する」とあるが、この場合の「連携」には、交流協定の締結を伴わない、あるいは準備段階での学生交流も含まれるか。----- | 6 |
| Q 3 - 20 | 1 (4) ①「外国語による授業科目数・割合」について、「外国語による授業科目数・割合」の定義如何。----- | 6 |
| Q 3 - 21 | 「外国語力基準」とは何か。----- | 6 |
| Q 3 - 22 | グローバル人材育成推進事業（以下、GGJ）に採択されている場合、語学スコアや受け入れる外国人留学生数等の目標設定は変更可能か。----- | 6 |
| Q 3 - 23 | GGJにおいて設定している「卒業時の外国語力スタンダード」の基となる指標を、例えば TOEIC から TOEFL に変更することは可能か。----- | 7 |

| | | |
|-----------|--|----|
| Q 3 - 2 4 | 外国語レベルの測定・把握及び向上のための取組について、設定する外国語基準は一つだけしか記載できないのか。----- | 7 |
| Q 3 - 2 5 | 「外国語力基準」を学年別に設定している場合は、どう記載すべきか。----- | 7 |
| Q 3 - 2 6 | 外国語による授業科目には、英語以外の科目も含めてよいか。----- | 7 |
| Q 3 - 2 7 | 外国語による授業科目は、当該年度開講科目、教育課程における開設科目のどちらが該当するか。----- | 7 |
| Q 3 - 2 8 | 「外国語のみで卒業できるコース」の定義とはどのようなものか。また、「全学位コース」は、特別コース数、専攻数、取得可能な学位数など様々考えられるが、定義如何。----- | 7 |
| Q 3 - 2 9 | 「外国語のみで卒業できるコース」には、日本人学生に対しては日本語で、外国人留学生に対しては英語で授業が行われ、英語のみでも卒業・修了できるコースを含むのか。----- | 7 |
| Q 3 - 3 0 | 大学入学者選抜における国際バカロレア資格の活用の背景についてご教示願いたい。----- | 8 |
| Q 3 - 3 1 | 「奨学金支給の入学許可時の伝達」について、入学許可時に申請し、その後に伝達するものは含まれないか。また、授業料免除は奨学金に含まれるのか。----- | 8 |
| Q 3 - 3 2 | 留学生宿舎に混住型宿舎は含むのか。混住型留学生用宿舎について、大学が借り上げているアパートは含むのか。----- | 8 |
| Q 3 - 3 3 | 国立大学に対する年俸制導入促進費では、主としてシニア教員を対象に年俸制への切り替えを進めていくとしているが、本事業では職員も対象とする等、違いが見受けられる。どのように考えれば良いのか。----- | 8 |
| Q 3 - 3 4 | 「テニュアトラック制」とは何か。----- | 9 |
| Q 3 - 3 5 | 「国際系アドミニストレーター職員」、「UEA」、「レジストラー」、「アドミッション・オフィサー」、「専門学位を有したライブラリアン」とは、どのような職員か。----- | 9 |
| Q 3 - 3 6 | 「意思決定機関等への外国人の参画」について、外国人に限らず、国際的な経営を行っている企業の役員等日本人であっても、国際的な見地を有していると思われるが、外国人に限定されるのか。----- | 9 |
| Q 3 - 3 7 | TA活用の実践とあるが、このことに関する取り組みを実施するにあたり、留意事項はあるか。----- | 9 |
| Q 3 - 3 8 | 学部入試にTOEFL等外部試験を「若干名」を対象に活用している場合、どのようにカウントすればよいか。----- | 10 |
| Q 3 - 3 9 | 「Late Specialization」、「アカデミック・アドバイザー制度」とは何か。----- | 10 |

【共通観点3 関連】

- Q 3-40 大学が独自に設定する指標の時点については、平成25年5月1日と通年に限らず、大学が独自に設定してもよいか。----- 10
- Q 3-41 本事業において、ジョイント・ディグリー・プログラムや、外国大学の教育ユニット誘致、教育活動のための海外キャンパスの展開等は、必須の要件か。----- 10
- Q 3-42 グローバル化牽引型においても、研究力強化に繋がる教育力向上の取組を実施することは可能か。----- 10

【個別観点関連】

- Q 3-43 タイプAの個別観点にある「国際的評価」とは、大学世界ランキングを示すものか。----- 11

4. 費用等

- Q 4-1 採択された場合、構想の申請後の8月から開始した取り組みについて遡って経費を充当できるか。----- 11
- Q 4-2 採択された構想に対する補助金交付（内定）額は、どのように算出されるのか。 11
- Q 4-3 交付内定額に合わせる形で交付申請時に申請内容の変更は可能か。----- 11
- Q 4-4 採択された構想における取り組みが、他の補助金、委託費等により支援を受けている場合でも、補助金の交付を受けることは可能か。----- 11
- Q 4-5 本補助事業において使用できる経費とは、具体的にはどのようなものか。 --- 11
- Q 4-6 大学間交流協定を締結している海外の大学の備品を購入することは可能か。 -- 12
- Q 4-7 海外拠点（海外事務所等）で教育活動を行うため、必要な機器を設置する場合、当該機器の購入又はリース等の費用を本補助金から使途することは可能か。--- 12
- Q 4-8 本事業の補助対象経費である人件費・謝金の「人件費」とは、具体的にどのような者の人件費が該当するのか。----- 12
- Q 4-9 本補助事業において雇用される教員は、研究活動を行うことはできないのか。- 12
- Q 4-10 本事業において雇用される教職員の勤務形態に制限はあるのか（非常勤等でもよいのか）。----- 12
- Q 4-11 既に在籍している外国人教員等が本事業のプログラムの授業に専念することとなったため、当該外国人教員の代替教員として本事業に関連しない授業を担当する教員を採用した場合、その経費を支出することはできるか。----- 12
- Q 4-12 人件費については、補助対象経費の〇%といった上限はあるのか。----- 13
- Q 4-13 旅費の算出方法はどのように算出するのか。----- 13

- Q 4 - 1 4 本事業において、就職支援のためのイベント等の実施にあたり無報酬で業務を委嘱した場合（例えば、会場準備のためのボランティアなど）、これに係る交通費等の実費を支出できるか。----- 13
- Q 4 - 1 5 学生への就学支援などの経費（奨学金や交通費など）を支出することは可能か。 13
- Q 4 - 1 6 トップ型は補助対象経費の内数の1割を上限に、間接経費として支出することが可能とあるが、具体的にはどのような使途が想定されているのか。また、支出にあたってはどのような手続きが必要になるか。----- 13
- Q 4 - 1 7 留学生の住居として、大学が市内のアパート等を借り上げるための経費を支出してもよいか。----- 14

5. 事業の実施

- Q 5 - 1 構想が採択されたが、委員会から「構想についての改善のための意見」が付された。構想調書の計画を修正して再提出する必要があるのか。----- 14
- Q 5 - 2 選定された大学は、構想等の実施状況についての独自の評価を行うため、例えば外部有識者から構成される委員会を設置し、運営についての助言を得るとされているが、必ず外部委員会を設置しなければならないのか。----- 14

6. その他

- Q 6 - 1 スーパーグローバル大学創生支援の英語名称は何か。----- 14
- Q 6 - 2 選定に当たっては、実績ある大学が優先されるのか。----- 14
- Q 6 - 3 採択にあたっては、大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業（グローバル30）や研究大学強化促進事業等に採択された大学が優先されるのか。---- 14
- Q 6 - 4 事業開始から5年目に実施する、発展的な構想の見直しとは、具体的にどのようなことか。----- 15
- Q 6 - 5 国立大学の中期計画等に本構想における取組が位置づけられていない場合、平成28年度からの次期中期計画に盛り込む必要はあるか。----- 15
- Q 6 - 6 本事業に申請するにあたり、公募要領等に記載されているもののほか特に留意すべきものはあるか。----- 15
- Q 6 - 7 事業の評価等はどのように行われるのか。----- 15
- Q 6 - 8 申請する前に構想の内容について相談を行うことは可能か。----- 15

提出書類等

【全般】

- Q 1 図表を用いた場合でも文字は10.5ポイントとするべきか。----- 15
- Q 2 様式の改変はできないのか。----- 16
- Q 3 申請書はカラー印刷を行ってもよいか。----- 16

【基本情報】

- Q 4 「3. 構想のキーワード」欄において、キーワードは1つのみの記入でもよいのか。----- 16
- Q 5 「6. 学生・教職員数」欄には、構想に参加しない部局も含めるのか。----- 16
- Q 6 「8. 本補助事業経費」はどのように記入すればよいのか。----- 16
- Q 7 「8. 本事業事務総括部課の連絡先」を記入する目的はなにか。----- 17
- Q 8 構想調書の【これまでの取組】欄に記入する実績や取組の内容とは、いつの時点の実績や取組について記入するのか。----- 17

【様式】

- Q 9 様式1において横書きで図を作成しても良いか。----- 17
- Q 10 様式4「大学独自の成果指標と達成目標」はどのように記載したらよいか。----- 17
- Q 11 様式9「支援期間における各経費の明細」はどのように記載したらよいか。----- 17
- Q 12 様式9「支援期間における各経費の明細」欄の記入方法について、留意すべき点はなにか。----- 17
- Q 13 構想調書の（参考）で「事業実施の上での要望」とあるが、必ず記載が必要なのか。----- 18
- Q 14 申請の裏付けとなる資料は必要か。----- 18
- Q 15 申請書の郵送は、提出期限の消印があればよいのか。----- 18
- Q 16 構想調書を提出した後、不備が見つかった場合に差し替えをしたいが可能か。 18

1. 事業の背景・目的

Q 1 - 1 「スーパーグローバル大学創成支援」の目的は何か。

- A. 徹底した「大学改革」と「国際化」を断行し、世界的に魅力的なトップレベルの教育研究を行う大学や、我が国社会の国際化を牽引する大学を重点支援することで、我が国の高等教育の国際通用性を高め、ひいては国際競争力の向上を図ることです。少子高齢化による生産年齢人口の減少や経済社会活動のグローバル化の加速等、日本の高等教育を取り巻く環境が大きく転換する中、大学には座して待つのではなく、国の成長を牽引する知的拠点としての自負を持ち、地球規模課題の解決や未来の創造に貢献しグローバルに活躍する人材や、グローバルな視点を持って豊かな地域社会の創造に貢献しようとする志を持った人材を輩出するとともに、世界の高等教育マーケットにおける存在感を発揮し、世界に伍していくことが強く求められています。本事業では、大学個々の特性を伸張させつつ、体制や組織文化そのものの国際通用性を高め、国際競争力を向上させ、10年後に異なる高等教育の景色を社会に対して示す構想を支援します。

2. 対象機関、対象事業等

Q 2 - 1 申請者について、要件は設定されているのか。

- A. 平成26年4月1日現在設置されている大学(但し、短期大学は除く。)であれば申請が可能です。なお、採択された取組については、「国際化拠点整備事業費補助金」により財政支援を行うことを予定しており、国際化拠点整備事業費補助金交付要綱第3条2項に基づき、私立大学にあっては設置者が学校法人のものに限ります。

Q 2 - 2 国内の複数大学合同での申請は認められないのか。

- A. 複数の大学による共同申請は認められません。なお、本事業において行う教育連携やシンポジウムなど、個別の取組における他大学との連携を妨げるものではありません。

Q 2 - 3 例えば、一つの法人の下に複数の大学が設置されている場合、まとめて一つの形で申請することは可能か。

- A. 複数の大学による申請は、一つの法人の下であっても認められません。

Q 2 - 4 対象となる取組について、タイプA、Bともに全学での取組が必要となるのか。

- A. 本事業が、大学自らの体制や組織文化そのものの国際通用性・国際競争力を向上させ、10年後に在るべき大学全体の姿に向けた取組を支援するものであることを踏まえ、タイプ別に関係なく全学での取組が必要です。また、構想の一部は当初は特定の部局等で実施するとしても、全学への取組や波及効果の拡大が期待されます。

Q 2-5 対象となる取組について、両タイプとも学部や大学院どちらかに限定した取組でもかまわないか。

A. 上述の通り、大学全体での取組が必要です。なお、構想の特徴として焦点を、例えば大学院や特定の部局に重点化するなど、取組の濃淡が生じることは妨げません。

Q 2-6 対象とする構想に、当該補助金による10年間の取組だけでなく、文部科学省が実施する他の補助金事業を含めるとは具体的にどのようなことか。

A. 本事業は、徹底した「大学改革」と「国際化」を断行し、大学全体の国際通用性を高め、国際競争力を向上させることを目的としているため、他の補助金事業で支援を受けている取組と本事業を組み合わせることで相乗効果を発揮することも十分考えられることから、他の補助金事業で実施している取組も構想に含めることができるようにしています。但し、他の補助金事業と本補助金の取組について、経費上は重複申請できないことに留意して下さい。

Q 2-7 各タイプ毎に設定されている補助金基準額を下回る事業申請は可能か。その場合、下限はあるか。

A. 補助金基準額とは、本事業において支援できる上限ですので、それを下回る金額での事業申請は可能です。その場合、下限はありません。

3. 選定に当たっての観点

【全般的事項】

Q 3-1 タイプAとBの両方に申請する場合、構想調書の内容を同一のもので提出することは可能か。

A. どのような内容で申請するかは、個々の大学が判断されることですので、同一の内容で申請することは可能です。但し、両タイプについては、10年後に目指すべき姿や共通観点2などには共通であるものの、焦点が異なること、さらには補助金基準額が異なることにご留意ください。

Q 3-2 概念図の描き方についてのアドバイス如何。

A. 提出を求められているそれぞれの概念図については、対象となる観点等を踏まえ、個々の大学がアピールしたい点を中心に特徴などを分かり易く図示化する形で描いてください。描ききれない点などがある場合は、後段の文章で補足的に記載する等、適宜工夫してください。

Q 3-3 各指標の達成目標については、高ければ高いほど良いのか。

A. 達成目標として設定する目標については、一義的には目標値が高いほど評価される性格を有しているものの、すべての指標が高ければ高いほど良いというものではありません。大学それぞれの歴史や理念、特徴を踏まえ、設定する数値目標が魅力的な構想実現の上で「最適値」であることが重要です。従って、構想調書に記載する際に、それが最適値であることをしっかりと明記していただくことが肝要です。

Q3-4 数値目標の設定がない項目については、定量的目標に関する記載はしなくてよい。

- A. 大学が独自に定量的目標を立てることができるのであれば、積極的に記載していただいても構いません。共通観点2の記述欄の文章中に目標設定を示してもよいですし、共通観点3において、大学独自の指標として記載することも可能です。但し、共通観点3に記載する場合は、大学独自の取組との関連性を説明する必要があることにご留意ください。

【共通観点2関連】

Q3-5 構想調書の概念図（P6）について、観点に示されている約40項目すべてについて記載しなくてはならないのか。

- A. すべての項目を記載する必要はありません。当該観点に係る取組について、各大学の特徴やアピールしたい点を中心に記載してください。

Q3-6 教職員について、「専任」の定義如何。

- A. 有期、無期にかかわらず、フルタイムの雇用形態とします。

Q3-7 教員の外国における「教育研究歴」の定義如何。大学院在学、留学、サバティカル期間中の留学等は含まれるか。

- A. 教員が、学生として経験したものは含みません。一方で、職員については含むことにご留意ください。

Q3-8 外国の大学で学位を取得した専任教員等の割合について、外国で通算1年以上又は3年以上の教育研究歴のある日本人教員で、かつ外国の大学で学位を取得した日本人教員についてはどのようにカウントすればよい。

- A. 外国の大学で学位（博士・修士・学士）を取得した日本人教員としてカウントしてください。

Q3-9 教職員について、外国人等を増やすべきという考え方は理解できるが、その場合、特に留意すべき点はあるか。

- A. 国際通用性・国際競争力の向上を見据え、大学組織における構成員の多様性を確保することは極めて重要と考えられますが、その際は、ただ単に外国人等を増やせば良いというものではありません。それぞれの大学が置かれている状況や目指すべき方向性を踏まえた上で、多様な価値観・文化を背景とする高度人材を構成員に加えることが肝要です。

また、事業終了に合わせ財政支援が終了した時点でこれら外国人等の雇用が終了するという点では、構想全体の継続性そのものが問われることとなりますので、採用・育成に当たっての計画性にご留意ください。

Q3-10 専任職員数には、付属病院に勤務する職員は含まれるか。

A. 付属病院に勤務する医師（教育職以外の医師）・看護師、事務職員等の職員は除きます。

Q3-11 「「留学」の在留資格を有さない短期留学生等」の「等」は何を指しているか。いわゆる留学生に含まれない者、それとも在日外国人は含まれるのか。

A. 具体的には、「留学」の在留資格を有さない専攻科・別科の学生及び科目等履修生・聴講生、サマースクール等短期間限定で来日する外国人学生、「日本人の配偶者等」等の在留資格により大学に在学する外国人学生、学位や単位の取得を目的とはしないものの大学院生レベルの教育指導を受ける外国人学生として、例えば研修生や研究生など当該大学が地位を与えて受け入れている者などが含まれます。なお、そもそもの在日外国人や、学会等への参加のために短期間来日するような外国人学生は対象となりません。

Q3-12 複数の指標における分母の数字として「全学生数」という表現が用いられているが、その定義如何。

A：それぞれの指標で求められる「全学生数」は以下の通りです（全て非正規課程の学生を含む）。

- a) (1) ④全学生に占める外国人留学生の割合・・・学校基本調査の定義を引用
※学校基本調査における「全学生数」とは、国籍に関わらず、学部学生、大学院学生のほか、専攻科・別科の学生及び科目等履修生・聴講生・研究生を含む。
- b) (2) ①日本人学生に占める留学経験者の割合・・・学校基本調査の「全学生数」の定義から外国人留学生（在留資格が「留学」及び「留学」以外の者）と在日外国人（「永住者」「定住者」「特別永住者」等）を引いた数。
- c) (2) ②大学間協定に基づく交流数・・・学校基本調査の定義を引用（aと同様）
- d) (4) ②外国語のみで卒業できるコースの数等・・・学校基本調査の定義を引用（aと同様）
- e) (4) ④学生の語学レベルの測定・把握、向上のための取組・・・学校基本調査の定義を引用（aと同様）

| | a) 1(1)④ | c) 1(2)② | d) 1(4)② | e) 1(4)④ | b) 1(2)① |
|--------------|---|---------------------------------------|---------------------|---------------|-------------------------------------|
| 内数 (分子) | 外国人留学生数 | 大学間協定に基づく交流数 | 外国語のみで卒業できるコースの在籍者数 | 外国語力基準を満たす学生数 | 単位取得を伴う海外留学経験者数 |
| 定義 | ・外国人留学生（「留学」及び「留学」以外） （※在日外国人は含まず。）・・・Q3-11 | ・日本人学生、外国人留学生 ・単位取得を伴う者／単位取得を伴わない者 | ・日本人学生、外国人留学生 | ・日本人学生、外国人留学生 | ・日本人学生 ・単位取得を伴う者 |
| 時点 | 5/1現在 通年 | 通年 | 5/1現在 | 大学が定める時点 | 通年 |
| 全学生数 (分母) | 学校基本調査定義：国籍にかかわらず、学部生、大学院生、専攻科・別科の学生、科目等履修生、聴講生、研究生 時点：5/1現在 | | | | 外国人留学生と在日外国人（「永住者」「定住者」「特別永住者」等）を除く |

Q3-13 Q3-12における「日本人学生」の定義はあるのか。

A. 日本国籍を保有し申請大学の正規課程に在籍する学生となります。

Q3-14 「単位取得を伴う海外留学経験者」の定義とはどのようなものか。

A. 「単位取得を伴う海外留学経験者」とは、**日本人学生（定義はQ3-13の通り）のうち**、「海外への留学」とこれによる学習成果としての自大学における「単位」を取得した者となります。

したがって、

① 海外の協定締結大学等連携関係のある大学に留学し、留学先での取得単位を単位互換により自大学の単位として認定

② 海外の協定締結大学に留学し、当該協定締結大学と自大学との共同開講授業の受講を自大学の単位として認定

のいずれも対象となります。但し、相手大学との質の保証を伴った交流プログラムによる単位取得が前提となるため、当該大学が単位互換の対象としない単位の取得者は含まれません。

また、

③ 本事業による教育の結果、協定等の締結のない海外の大学に休学して留学し単位を取得し、単位互換による自大学の単位として認定

④ 自大学の授業科目の一環として、海外大学等を訪問して教育研究活動を実施し単位を認定といったものも含まれます。

なお、当然のことですが、単位互換の実施にあたっては、質が保証されていることが前提となりますので、特に休学して留学した者の取得した単位の互換にあたっては、質の保証に十分配慮してください。

Q3-15 「単位取得を伴う海外留学経験者」の定義には、独立行政法人日本学生支援機構が実施する「平成24年度日本人学生留学状況調査」同様、企業や日本の関係機関（JICA、外務省等）でのインターンシップ、ボランティア等は含んでいないと理解してよいか。

A. 単位取得を伴うものであれば、海外におけるインターンシップやボランティア活動も含まれます。

Q3-16 「留学を経験した学生」というのはどういう意味か。例えば25年度の実績値には、25年度中に留学した学生だけでなく、25年度中に留学はしていないが過去に留学した経験を持ち在籍する者も含むのか。

A. 過去の経験者は含みません。当該年度に実際に単位取得を伴う留学をした数に限定して記載して下さい。

Q3-17 「3ヶ月以上の研究派遣された大学院生数」について、研究のためのフィールドワーク等のための海外渡航も含まれるのか。

A. 教員の指導の下で3ヶ月以上の間、研究派遣されたものであれば、フィールドワーク等も含まれます。

Q3-18 「大学間協定に基づく交流数」には、独立行政法人日本学生支援機構が実施する「平成24年度日本人学生留学状況調査」の調査同様、部局間協定も含むのか。

A. 含みます。

Q3-19 公募要項中、「大学間協定に基づく交流数」の説明で、「外国の大学との連携・交流協定に基づき交流する」とあるが、この場合の「連携」には、交流協定の締結を伴わない、あるいは準備段階での学生交流も含まれるか。

A. 含みません。

Q3-20 1(4)①「外国語による授業科目数・割合」について、「外国語による授業科目数・割合」の定義如何。

A. 外国語による授業科目数とは、全ての授業を外国語により実施している場合、これを1つの「授業科目」としてカウントします。なお、語学としての授業科目は除きます。また、同一授業科目を複数セッション開講している場合、複数科目としてカウントします。

例えば、

- ・「量子力学Ⅰ」…6セッション開講、うち1セッションは英語、1セッションは独語で授業を実施。

- ・「統計熱力学」…2セッション開講、いずれも日本語で授業を実施（ただし、計15回の授業のうち2回は海外からのゲスト教員による英語授業を実施）。

といった場合、

「全授業科目数」は、「量子力学Ⅰ」と「統計熱力学」の8授業科目

「外国語による授業科目数」は、「量子力学Ⅰ」の2授業科目

→「外国語による授業の実施率」= $2 \div 8 = 25\%$

※語学としての授業科目は「外国語による授業科目数」、「全授業科目数」から除いてください。

Q3-21 「外国語力基準」とは何か。

A. 「外国語力基準」とは、客観的な手法・指標により測定された学生の語学力の水準を想定しており、TOEFLやIELTS等の外部試験の他、仮に大学が自ら開発する客観的な指標がある場合、それらを利用することが考えられます。なお、英語に限らず、中国語、スペイン語等の外国語について設定することも可能です。ただし、外国人留学生の日本語能力に関する外国語力基準については、1(4)③日本語教育の充実の項目に記載下さい。

Q3-22 グローバル人材育成推進事業（以下、GGJ）に採択されている場合、語学スコアや受け入れる外国人留学生数等の目標設定は変更可能か。

A. GGJにおいて設定した目標を下回らない形での変更は可能です。

Q3-23 GGJにおいて設定している「卒業時の外国語力スタンダード」の基となる指標を、例えばTOEICからTOEFLに変更することは可能か。

A. 可能です。その場合、GGJにおいて設定していたスタンダード（基準）相当値もしくはそれ以上を設定する必要があることにご留意ください。

Q3-24 外国語レベルの測定・把握及び向上のための取組について、設定する外国語基準は一つだけしか記載できないのか。

A. 複数記載いただくことは可能です。また、複数設定した上で、構想調書上の記載は、一つにまとめて記載することも可能です。（例：TOEICにまとめて記載する場合、TOEFL対象者をTOEICの●●点相当という形で学生数に加算する。）

Q3-25 「外国語力基準」を学年別に設定している場合は、どう記載すべきか。

A. 学年別に記載してください。この時、「外国語力基準を満たす学生数」欄には、各学年で満たすべき学生数の合計値を記入してください。なお、詳細について「本構想における取組」に記載することは可能です。

Q3-26 外国語による授業科目には、英語以外の科目も含めてよいか。

A. 含めて構いません。

Q3-27 外国語による授業科目は、当該年度開講科目、教育課程における開設科目のどちらが該当するか。

A. 教育課程における開設科目としてください。

Q3-28 「外国語のみで卒業できるコース」の定義とはどのようなものか。また、「全学位コース」は、特別コース数、専攻数、取得可能な学位数など様々考えられるが、定義如何。

A. 「外国語のみで卒業できるコース」の定義は、学部・研究科で外国語による授業のみで学位が取得できるコースとします。母数となる全学位コース数については、大学によって組織が異なることから、一義的に定義することは難しいため、各大学の定義に基づき算定して下さい。なお、当該定義については、本文で説明して下さい。

Q3-29 「外国語のみで卒業できるコース」には、日本人学生に対しては日本語で、外国人留学生に対しては英語で授業が行われ、英語のみでも卒業・修了できるコースを含むのか。

A. ご質問の場合、授業における使用言語が異なる時点で同一科目でも別セクション扱いになるかと思量します。この場合は、英語のみで卒業できるセクションを一つのコースとして算定して下さい。

Q3-30 大学入学者選抜における国際バカロレア資格の活用の背景についてご教示願いたい。

- A. 文部科学省では、国内の国際バカロレア認定校等を、2018年までに200校（現在19校）に大幅に増加させるとの目標に向けた取組を進めています。国内における国際バカロレア、特に高等学校レベルのディプロマプログラム（DP）の普及に当たっては、海外のみならず国内の大学においても、国際バカロレア資格を保有する日本人生徒の進学先確保が重要な課題となっています。そのため、帰国生等に限定することなく、国内の一条校で国際バカロレアを学んだ日本人生徒についても、入試における国際バカロレアの成績（スコア）の積極的な活用が求められています。

Q3-31 「奨学金支給の入学許可時の伝達」について、入学許可時に申請し、その後に伝達するものは含まれないか。授業料免除は奨学金に含まれるのか。すべての奨学金が対象に入るのか

- A. 入学許可時に申請するものであっても、支給の決定の伝達が入学許可時になされないものは含みません。

なお、授業料免除は奨学金に相当するものとして含んでください。その場合は、その旨を構想調書の「本構想における取組」欄にて説明するようにしてください。

伝達時期を大学側の判断で決定できる奨学金（国費外国人留学生への奨学金（大学推薦特別枠）、大学独自の基金等、企業からの冠奨学金等）を対象とします。

分母の「奨学金を取得した外国人留学生数」は、奨学金を取得し実際に入学した外国人留学生数とし、分子の「外国人留学生への奨学金支給の入学許可時の伝達数」は、その内数とします。

Q3-32 留学生宿舎に混住型宿舎は含むのか。混住型留学生用宿舎について、大学が借り上げているアパートは含むのか。

- A. 留学生宿舎には、混住型宿舎は含まれます。大学が複数の部屋を一括して借り上げているアパート等、大学が準備する住居を対象とします。大学以外の個人が独自に借り上げているものは含みません。

Q3-33 国立大学に対する年俸制導入促進費では、主としてシニア教員を対象に年俸制への切り替えを進めていくとしているが、本事業では職員も対象とする等、違いが見受けられる。どのように考えれば良いのか。

- A. 年俸制については、雇用形態及び雇用財源等も含め様々な形があるものと考えます。国立大学については、平成26年度予算において「年俸制導入促進費」を計上していますが、この年俸制導入促進費については、いわゆる承継教員を対象として、研究者ポストの硬直化・高齢化、若手研究者のポスト待ちの長期化や採用抑制といった状況を改善していくための一つの手段として、承継教員に対して年俸制の導入を促進するための経費です。

他方、年俸制導入に対する各大学の考え次第ですが、本事業においては、必ずしもシニア教員に限定する必要はありません。真に国際競争力ある組織を作り上げるには、若手や外国人、さらには職員であっても年俸制を適用することは教職員の流動性の確保、ひいては多様性確保という観点から重要であり、経費措置の対象としているところです。

なお、本事業における職員は、有期雇用、無期雇用を問わず国際系アドミニストレーター職員、UEA等をはじめ、主として高度専門職系の職員を念頭に置いています。

いずれにしても、各大学が考える国際戦略の中で検討がなされることが重要です。

Q3-34 「テニュアトラック制」とは何か。

- A. 公正で透明性の高い選抜により採用された若手教員が、審査を経てより安定的な職を得る前に、任期付きの雇用形態のもと、より自立した教育者・研究者として経験を積むことができる仕組みで、教員の流動性を向上させる制度です。

Q3-35 「国際系アドミニストレーター職員」、「UEA」、「レジストラー」、「アドミッション・オフィサー」、「専門学位を有したライブラリアン」とは、どのような職員か。

- A. それぞれの職については各大学において明確に定義する必要がありますが、一般的には、「国際系アドミニストレーター職員」や「UEA」とは、国際系業務や教育マネジメントに関する豊富な経験と高度な専門性を有する幹部教員／職員で、学長等を補佐する立場の職を指します。また、「レジストラー」とは、学籍管理や単位登録など教務関連事項について広範な責任を持って担当する上級の高度専門職員、「アドミッション・オフィサー」とは、入学者選抜を担当し選抜方法の決定等に責任を有する高度専門職員を指し、いずれも多くの場合、修士号もしくは博士号の上級学位を保持し広範な権限と影響力を有しています。「専門学位を有したライブラリアン」とは、図書館情報学の資格や学位に加え、別途自らの関心に基づく学位を有し、教育・研究支援を始め大学図書館全体のマネジメントができる職員を指します。

Q3-36 「意思決定機関等への外国人の参画」について、外国人に限らず、国際的な経営を行っている企業の役員等日本人であっても、国際的な見地を有していると思われるが、外国人に限定されるのか。

- A. 外国人に限定します。

Q3-37 TA活用の実践とあるが、このことに関する取り組みを実施するにあたり、留意事項はあるか。

- A. TAの活用にあたっては、TAを単に大学院生に対する経済的支援や教員にとっての教務補助として捉えるのではなく、優秀な大学院生に教育経験を積む機会を提供することで将来の大学教員等をはじめとする高度人材の養成を図るための活動として位置づけ、担当教員の指導監督の下で講義、実験、実習、演習や実技の授業等において、授業の設計から実施、試験やレポートの採点への関与など、より高度な教育業務に参画させ、TAの取組を大学院における教育活動の中で組織的に推進するよう留意してください。併せて、このような活動に参画する大学院生に対し、組織的な事前研修の徹底等により教育の質保証に努めるとともに、その高度な業務内容に応じた適切な単価を設定の上で勤務時間に応じた報酬を支払う等、国際競争力のある支援体制の整備を通じ、国内外から優秀な大学院生を引き付けられるよう留意してください。

なお、このようなTAの活用を進めていくために学内規程を整備する必要がある場合には、事業開始までに整備するようにしてください。

Q3-38 学部入試にTOEFL等外部試験を「若干名」を対象に活用している場合、どのようにカウントすればよいか。

A. 「若干名」は、実績に基づいた数値で算定して下さい。

Q3-39 「Late Specialization」、「アカデミック・アドバイザー制度」とは何か。

A. 「Late Specialization」とは、入学時には細かな専攻を決めず、教養教育を行う過程で専攻を決める制度で、学生が多様な学びの中から一定の時間をかけて自らの専門性を見極めることができることから、学生本位の制度の一つと位置づけられます。

「アカデミック・アドバイザー制度」とは、専任教員がアカデミック・アドバイザーとして学生1人1人を担当し、学生の成績や履修状況等を考慮しながら、履修相談や学生指導を行う制度です。入学から卒業まで学習全般の指導、助言および相談を継続的に行い学生の修学指導に責任を持ち、きめ細やかな学生支援の実現が期待されます。

【共通観点3関連】

Q3-40 大学が独自に設定する指標の時点については、各年度5月1日と通年に限らず、大学が独自に設定してもよいか。

A. 設定して構いませんので、その内容を明示して下さい。ただし、調書上に記載する年度については、平成25、28、31、35年度に限定して下さい。

Q3-41 本事業において、ジョイント・ディグリー・プログラムや、外国大学の教育ユニット誘致、教育活動のための海外キャンパスの展開等は、必須の要件か。

A. 必須の要件ではありません。本事業は、グローバルな時代における10年後の大学の在るべき姿を見据え、国際通用性、ひいては国際競争力の向上を目指すものであることから、質の高い積極的な国際連携や海外展開などを期待しています。その意味で、ジョイント・ディグリー・プログラムや教育ユニット誘致による融合的教育の展開などによる外国の大学との協働・連携や、日本発の高等教育の国際展開などは、スーパーグローバル大学に相応しい取組の例として推奨されます。

Q3-42 グローバル化牽引型においても、研究力強化に繋がる教育力向上の取組を実施することは可能か。

A. 可能です。牽引型であっても、その取組がそれぞれの大学の特性を踏まえ、特徴ある構想の実現に不可欠なものであれば、構想に含めていただいても構いません。

【個別観点関連】

Q3-43 タイプAの個別観点にある「国際的評価」とは、大学世界ランキングを示すものか。

A. 本事業に対しては、我が国の大学の国際的評価の向上が期待されています。そのため、特にトップ型には、IR等徹底した分析に基づく客観的な国際的評価の向上に向けた取組が求められます。なお、本事業では特定の大学ランキングを対象とはせず、個々の大学が客観的に説明するに足る指標と考える「国際的評価」に関する取組でも構わないものとします。

4. 費用等

Q4-1 採択された場合、構想の申請後の8月から開始した取り組みについて遡って経費を充当できるか。

A. 本事業により支出される「国際化拠点整備事業費補助金」は、交付内定後における構想の実施に必要な経費に対し支出されるものであり、内定前に遡って経費を充当することはできません。なお、交付内定は9月の選定結果通知日以降（1ヶ月程度）を予定しています。

Q4-2 採択された構想に対する補助金交付（内定）額は、どのように算出されるのか。

A. 補助金の配分は、「スーパーグローバル大学創成支援プログラム委員会」における審査結果を踏まえ、毎年度、予算の範囲内で、各大学からの交付申請額に基づき、構想の内容、経費の妥当性等を勘案して、文部科学省において補助金交付（内定）額を決定します。

Q4-3 交付内定額に合わせる形で交付申請時に申請内容の変更は可能か。

A. 内定決定は、計画された内容に基づき行っているため、交付申請時に計画を変更することは原則として認められません。したがって、申請書は十分に具体的な計画を立てた上で提出してください。

Q4-4 採択された構想における取り組みが、他の補助金、委託費等により支援を受けている場合でも、補助金の交付を受けることは可能か。

A. 採択された構想における一部の取組が、他の補助金等により経費措置を受けているものと重複する場合、その取組については、本補助金から支援を受けることはできません。但し、他の補助金事業等で実施している取組と本事業の取組を組み合わせることは可能です。その場合、同じ取組に対して、重複申請できないことに留意して下さい。

Q4-5 本補助事業において使用できる経費とは、具体的にはどのようなものか。

A. 本事業の対象となる経費は、当該大学の規程等に照らし大学の経費として支出可能なものであることを前提に、本事業に申請した構想の実施にあたり大学が行う取組に直接必要な経費となります。具体的な費目等については、「公募要領（別添1）経費の用途可能範囲」をご参照ください。

Q 4-6 大学間交流協定を締結している海外の大学の備品を購入することは可能か。

A. 本補助事業の支援対象は、補助事業者（申請した大学）となりますので、補助事業者以外が備品等の物品を購入することはできません。

Q 4-7 海外拠点（海外事務所等）で教育活動を行うため、必要な機器を設置する場合、当該機器の購入又はリース等の費用を本補助金から使途することは可能か。

A. 本補助事業を遂行するために直接必要なことが前提ですが、補助事業者が購入等（リースなど賃借を含む）行うのであれば、その機器を海外拠点に設置する場合でも本補助金において使途することは可能です。ただし、学外経費使用、財産処分制限など補助事業上の取り扱いに留意するとともに、当該大学の規程に従い適切に管理を行う必要があります。

Q 4-8 本事業の補助対象経費である人件費・謝金の「人件費」とは、具体的にどのような者の人件費が該当するのか。

A. 本事業の補助対象経費となる人件費は、本補助金事業を遂行するために直接従事することとなる者の人件費に使用することができます。教員については、例えば、ジョイント・ディグリー・プログラムを構築・実施するためのコーディネータや外国大学の教育ユニット誘致に係る外国人教員など、また、職員については、例えば、高度専門職系の職員などを新たに雇用する場合についても支援の対象となります。

Q 4-9 本補助事業において雇用される教員は、研究活動を行うことはできないのか。

A. 大学における研究活動は、教育と密接不可分で、相互に深い関係にあるものであることから、一定程度の研究活動を行うことは、本事業における学生への教育という面からも有益なものと考えられますが、一方で、本事業は教育活動への支援を目的としたものであることから、主として研究に従事する者を雇用することは適当ではありません。したがって、本補助事業において雇用される教員は、主として講義等の授業や学習支援などの教育関連業務に従事する者でなければなりません。

Q 4-10 本事業において雇用される教職員の勤務形態に制限はあるのか（非常勤等でもよいのか）。

A. 本事業で雇用される教職員について、勤務の形態は常勤、非常勤の別は問いません。適切な労働契約を締結し、適切に勤務管理を行ってください。

Q 4-11 既に在籍している外国人教員等が本事業のプログラムの授業に専念することとなったため、当該外国人教員の代替教員として本事業に関連しない授業を担当する教員を採用した場合、その経費を支出することはできるか。

A. 本事業の補助対象経費となる人件費は、本補助事業を遂行するために直接従事することとなる者の人件費にのみ使用することができます。このような間接的に必要となった経費は対象となりません。

Q4-12 人件費については、補助対象経費の〇%といった上限はあるのか。

- A. 明示された上限はありませんが、補助対象経費の大部分を人件費として計上してしまうと、次年度以降、大幅な予算の減額などが行われた場合、そのことをもって解雇や給与の減額などができないため、支出超過のリスクを負うこととなります。このようなリスクに対応できるよう、過大に人件費を計上しないことが適切と考えられます。また、事業終了後も継続的に取組を実施できるよう計画的な計上が求められます。

Q4-13 旅費の算出方法はどのように算出するのか。

- A. 旅費の算出については、大学の旅費規程等により行ってください。

Q4-14 本事業において、就職支援のためのイベント等の実施にあたり無報酬で業務を委嘱した場合（例えば、会場準備のためのボランティアなど）、これに係る交通費等の実費を支出できるか。

- A. 大学における規程等に基づき支出可能であれば、差し支えありません。ただし、当該者に対し大学が委嘱したこと及び実際に実施したことが確認できるよう、事前事後の事務手続きを適切に行ってください。

Q4-15 学生への就学支援などの経費（奨学金や交通費など）を支出することは可能か。

- A. 本事業は構想の実施に係る大学の経費に使用されるものであり、学生個人に課される費用は対象としていません。したがって、学生への奨学金の支給や、学生個人が負担した交通費の立替払いのような支出に対しては、本補助金から支出することはできません。

Q4-16 トップ型は補助対象経費の内数の1割を上限に、間接経費として支出することが可能とあるが、具体的にはどのような使途が想定されているのか。

- A. 間接経費は、直接経費に対する一定比率（本事業の場合、交付額※の内数として10%）で手当てすることにより、本補助金をより効果的・効率的に活用することを目的としており、本事業実施に伴う機関の管理等に必要な経費が使途として想定されます。その他、機関の長が必要な経費と判断した場合、機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費についても執行することが可能です。ただし、機関の長の責任の下で、使用に関する方針等を作成し、それに則り計画的かつ適正に執行するとともに、使途の明確性を確保する必要があります。なお、直接経費として充当すべきものは対象外ですのでご留意下さい。

（使途の例示）

管理部門に係る経費：備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費 など

機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費

※本事業に採択された大学のうち、「経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援」に採択されている大学の「平成26年度の交付額」は、本事業の平成26年度の交付額に「経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援」の平成26年度第3四半期及び第4四半期の交付額を加算した額とする。

Q4-17 留学生の住居として、大学が市内のアパート等を借り上げるための経費を支出してもよいか。

- A. 本事業は、構想の実施に係る大学の経費に使用されるものであり、学生が個人負担すべきものは対象としていません。したがって、アパートの借り上げに係る経費など間接的に学生への支援経費につながる支出は不可とします。

5. 事業の実施

Q5-1 構想が採択されたが、委員会から「構想についての改善のための意見」が付された。構想調書の計画を修正して再提出する必要があるのか。

- A. 構想調書の修正や再提出の必要はありませんが、フォローアップや中間評価、事後評価において、この意見への対応状況についても対象となりますので、当該意見を踏まえて、本事業を実施するようご注意ください。

Q5-2 選定された大学は、構想等の実施状況についての独自の評価を行うため、例えば外部有識者から構成される委員会を設置し、運営についての助言を得るとされているが、必ず外部委員会を設置しなければならないのか。

- A. 新たな委員会を必ず設置する必要はありませんが、本事業の実施状況について、第三者による評価を受けることは重要と考えられることから、適切な委員会等がない場合は、独自の委員会を設定することが望まれます。また、選定大学における評価の実施状況については、中間評価や事後評価においても考慮いたします。

6. その他

Q6-1 スーパーグローバル大学創成支援の英語名称は何か。

- A. 「Top Global University Project」です。

Q6-2 選定に当たっては、実績ある大学が優先されるのか。

- A. 本事業の選定においては、世界にプレゼンスを発揮する大学として、または我が国の国際化を牽引する大学として、それだけの可能性を有しているかを判断することとなります。その意味では、当然にそのベースとなる実績をある程度有していることは不可欠と考えます。但し一方で、個々の大学の理念や特性、地域性などを踏まえた高い志を持った多様な取組を評価しようというものであるため、実績ある大学を優先するということはありません。

Q6-3 採択にあたっては、大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業（グローバル30）や研究大学強化促進事業等に採択された大学が優先されるのか。

- A. スーパーグローバル大学創成支援は、これらの事業とは、一部類似するものの異なる目標を持った事業であるため、グローバル30や研究大学強化促進事業に採択されていた事実をもって有利となることはありません。

Q6-4 事業開始から5年目に実施する、発展的な構想の見直しとは、具体的にどのようなことか。

A. 本事業では、10年後に在るべき姿を見据えて計画を立てていただきますが、10年という期間は一時代であり、また急激に進展するグローバルな時代展開から考えても予見が難しいため、部分的には設定した目標値の下方修正も認めつつ、一部は上方修正する等、構想全体の発展性を損なわない形で、より現実的な構想とすることを認めるものです。なお、原則は申請時の構想を着実に実施することであり、安易な設定目標の下方修正は認めません。

Q6-5 国立大学の中期計画等に本構想における取組が位置づけられていない場合、平成28年度からの次期中期計画に盛り込む必要はあるか。

A. 本構想は、各大学の理念等と整合することを求めているため、当然にして盛り込まれるものと思量します。また、現在の第2期中期計画においても修正が想定されます。

Q6-6 本事業に申請するにあたり、公募要領等に記載されているもののほか特に留意すべきものはあるか。

A. 本事業の公募要領等の検討・策定に当たり、プログラム委員会で事業の方向性等が議論された経緯がありますので、申請に当たっては、当該会議の議事概要をご覧ください、大学に期待されていることなどについて十分ご注意ください。

Q6-7 事業の評価等はどのように行われるのか。

A. 事業の評価等については、委員会で定める評価方法、基準等に基づいて行われます。
なお、毎年度ごとのフォローアップ活動（後述の「中間評価」実施年度は除く。）に加え、支援開始から4年目の平成29年度と7年目の平成32年度に中間評価、支援終了後（支援開始から11年目の平成36年度）に事後評価を実施する予定です。

Q6-8 申請する前に構想の内容について相談を行うことは可能か。

A. 構想の内容についての相談・アドバイス等は一切できません。ただし、公募要領の内容、申請書の記入方法や補助金の執行等については、随時質問を受け付けております。

提出書類等

【全般】

Q1 図表を用いた場合でも文字は10.5ポイントとするべきか。

A. 図表中の文字の大きさについても10.5ポイント以上としてください。

Q 2 様式の改変はできないのか。

A. 指定した様式に、記入要領に基づき記載してください。なお、項目の順番の入れ替え等は認められません。

Q 3 申請書はカラー印刷を行ってもよいか。

A. 白黒印刷では無くカラー印刷により構想調書を作成し、提出してください。

【基本情報】

Q 4 「3. 構想のキーワード」欄において、キーワードは1つのみの記入でもよいのか。

A. キーワードは、構想の取組を端的かつ簡易に表すものであり、複数個で5つまで記入ください。

Q 5 「6. 学生・教職員数」欄には、構想に参加しない部局も含めるのか。

A. 大学全体での取組が必要なため、全ての正規学生、専任教職員の数を記入してください。

Q 6 「8. 本補助事業経費」はどのように記入すればよいのか。

A. 「補助金申請額」を補助金基準額以内とし、「補助金申請額」と「大学負担額」の合計が「事業規模」と一致するように記入してください。なお、当該記入欄に記入する金額は、様式9「支援期間における各経費の明細」の「事業規模」、「補助金申請額」、「大学負担額」に記入した金額と一致するよう確認の上、記入してください。

<参考：公募要領3頁（8）補助金基準額>

本事業における標準的な支援額（タイプA 420百万円、タイプB 172百万円）を踏まえ、事業内容等を勘案の上、1件当たりの年間補助金基準額は、各タイプ以下の通りとします。

なお、構想の規模、実施年に応じ、充当する経費の規模は変動するとともに、各年度の最終的な補助金額は本事業全体の予算額等に応じて調整します。

※ 事業規模が補助金基準額を超える場合、補助規模との差額は自己収入等の財源により大学が負担するものとします。なお、2年目以降の補助金基準額については、予算の範囲内で調整する場合があります。

※ 本事業では、補助事業上限額は設定しません。

○ タイプA 500百万円

○ タイプB 入学定員規模1,000人以上：300百万円

同 1,000人未満：200百万円

なお、この入学定員規模については平成26年度の全学部・大学院の入学定員の合計であり、構想調書の基本情報「6. 学生・教職員数」の入学定員の合計になります。

Q 7 「9. 本事業事務担当課の連絡先」を記入する目的はなにか。

A. 本事業に関して、ヒアリングの開催などについて、文部科学省や日本学術振興会からの連絡事項を確実に伝達し、学内に周知が図られるよう、大学側の窓口として「本事業事務担当課の連絡先」を設定し、必要な事項を記入してください。

なお、採択後の事業の推進にあたり、採択された大学に対して文部科学省や日本学術振興会からの連絡を行う際も、上記の担当者を通じて行うこととしています。そのため、構想調書提出後に上記の担当者に関する情報に変更があった場合は、速やかに文部科学省及び日本学術振興会に連絡してください。

Q 8 構想調書の【これまでの取組】欄に記入する実績や取組の内容とは、いつの時点の実績や取組について記入するのか。

A. 原則として平成25年度までの実績・取組内容としますが、申請日までの実績や取組について記載しても差し支えありません。

【様式】

Q 9 様式1において横書きで図を作成しても良いか。

A. 様式1②工程表については横書きで作成し、様式1②以外については縦書きで作成してください。

Q 10 様式4「大学独自の成果指標と達成目標」はどのように記載したらよいか。

A. 各大学が設定した独自の指標について定量・定性的に記入してください。指標の数に制限は設けませんが3ページ以内で記入してください。

Q 11 様式9「支援期間における各経費の明細」はどのように記載したらよいか。

A. 事業に係る経費は、「公募要領(別添1)経費の用途可能範囲」の内容を踏まえ記入してください。

なお、補助事業として実際に取組を開始できるのは選定日ではなく、補助金の交付内定日となる予定ですので、平成26年度の経費の積算については平成26年10月以降に必要となる経費を計上してください。

Q 12 様式9「支援期間における各経費の明細」欄の記入方法について、留意すべき点はなにか。

A. それぞれの補助対象経費の記入に際しては、具体的な経費の用途がイメージできるよう、各年度の計画における各費目の用途及び積算についてはできるだけ具体的に記入してください。

また、「委託費」については、補助対象経費の総額に対する上限割合(50%)がありますので、これに該当する経費がわかるように具体的に記載してください。

Q 1 3 構想調書の（参考）で「事業実施の上での要望」とあるが、必ず記載が必要なのか。

A. 特に要望等が無い場合は「特になし。」と記入してください。なお、本要望は参考であり、審査や補助とは関係ありません。

Q 1 4 申請の裏付けとなる資料は必要か。

A. 申請にあたって、構想調書に記載したこれまでの取組実績を確認するために、具体的な裏付けとなる根拠資料の提出を求める可能性があります。

なお、「構想調書等の作成・提出方法について」に記載している根拠資料については必ず提出してください。

Q 1 5 申請書の郵送は、提出期限の消印があればよいのか。

A. 消印有効ではありません。定められた期間内に送付必着されないものについては、受け付けいたしません。郵便事情（天災等除く。）での遅延は考慮しませんので、到着日時指定の発送により余裕を持って送付してください。

Q 1 6 構想調書を提出した後、不備が見つかった場合に差し替えをしたいが可能か。

A. 提出された申請書類については、差替や訂正は認められません。